

平成19年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

| | |
|---|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 5月9日(水) | |
| ○町長あいさつ | 5 |
| ○幹部職員の紹介 | 5 |
| ○臨時議長の紹介 | 6 |
| ○臨時議長のあいさつ | 6 |
| ○開 会 | 6 |
| ○開 議 | 7 |
| ○議事日程の報告 | 7 |
| ○仮議席の指定 | 7 |
| ○議長の選挙 | 7 |
| ○議長就任のあいさつ | 8 |
| ○議事日程の追加 | 9 |
| ○議席の指定 | 9 |
| ○会議録署名議員の指名 | 9 |
| ○会期の決定 | 10 |
| ○副議長の選挙 | 10 |
| ○副議長就任のあいさつ | 11 |
| ○常任委員会委員の選任 | 11 |
| ○常任委員会正副委員長の互選 | 12 |
| ○議会運営委員会委員の選任 | 13 |
| ○議会運営委員会正副委員長の互選 | 13 |
| ○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙 | 13 |
| ○秩北衛生下水道組合議会議員の選挙 | 15 |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 | 16 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 | 16 |
| ○議案第23号の説明、質疑、討論、採決 | 17 |
| ・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する 条例) | |
| ○議案第24号の説明、質疑、討論、採決 | 20 |
| ・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一 部を改正する条例) | |
| ○議案第25号の説明、採決 | 23 |
| ・議案第25号 長瀬町監査委員の選任について | |

| | |
|---------------------------|-----|
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 | 2 4 |
| ○町長あいさつ | 2 4 |
| ○閉 会 | 2 4 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第52号

平成19年第2回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年5月2日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成19年5月9日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 常任委員の選任について
 - (4) 議会運営委員の選任について
 - (5) 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 - (6) 秩北衛生下水道組合議会議員の選挙について
 - (7) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)
 - (8) 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - (9) 議案第25号 長瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|
| 1番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 2番 | 村 | 田 | 正 | 弘 | 君 |
| 3番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 | 4番 | 齊 | 藤 | 實 | 君 |
| 5番 | 野 | 原 | 武 | 夫 | 君 | 6番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 |
| 7番 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 8番 | 梅 | 村 | 務 | 君 |
| 9番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | 10番 | 渡 | 辺 | 強 | 君 | |

不応招議員（なし）

平成19年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

平成19年5月9日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、町長あいさつ
- 1、幹部職員の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長のあいさつ
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任のあいさつ
- 1、議事日程の追加
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任のあいさつ
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、秩北衛生下水道組合議会議員の選挙
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号の説明、採決
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

| | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|
| 1番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 2番 | 村 | 田 | 正 | 弘 | 君 |
| 3番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 | 4番 | 齊 | 藤 | 實 | 君 |
| 5番 | 野 | 原 | 武 | 夫 | 君 | 6番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 |
| 7番 | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 8番 | 梅 | 村 | 務 | 君 |
| 9番 | 染 | 野 | 光 | 谷 | 君 | 10番 | 渡 | 辺 | 強 | 君 | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|---|---|
| 町長 | 大 | 澤 | 芳 | 夫 | 君 | 教育長 | 村 | 田 | 六 | 郎 | 君 |
| 参事 | 新 | 井 | 敏 | 彦 | 君 | 参事 | 近 | 藤 | 博 | 美 | 君 |
| 参事 | 平 | | 健 | 司 | 君 | 総務課長 | 齊 | 藤 | 敏 | 行 | 君 |
| 税務課長 | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 | 町民福祉課長 | 浅 | 見 | 初 | 子 | 君 |
| 地域整備 観光課長 | 染 | 野 | 真 | 弘 | 君 | 会計 管理者 | 大 | 澤 | 彰 | 一 | 君 |
| 教育次長 | 大 | 澤 | 珠 | 子 | 君 | | | | | | |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|--|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 若 | 林 | 実 | | 書記 | 石 | 川 | 正 | 木 |
|------|---|---|---|--|----|---|---|---|---|

○事務局長（若林 実君） 皆さん、おはようございます。事務局の若林実です。よろしくお願いいたします。

本日は、議員各位におかれましてはご多忙の折、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず最初に、町長からあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎町長あいさつ

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。

周囲の山々ももえぎ色に染まり、若葉が鮮やかな季節の中、本日ここに新たな任期での初議会でございます。平成19年第2回臨時議会を開会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

長瀬町議会議員一般選挙につきましては、当町といたしましては初めての無投票となりました。本日まで出席いただいております10名の皆様の当選となったわけでございます。町民を代表する町議会議員に晴れて就任され、まずもって心からお喜びを申し上げます。

地方分権の進展、また財政状況が非常に厳しい中において、複雑多様化する地方自治、とりわけ町民の方と直接接することの多い基礎的自治体として、議員の皆様も非常に重いものがあります。私も町政をあずかるものとして、町民が安心・安全に暮らせることのできる環境整備や住民福祉の増進のため、町民本位のまちづくりに努めておりますが、引き続き議員各位の変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後町の進むべき方向など執行部と議会が一体となり、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分をさせていただきました条例の一部改正2件及び人事案件1件の計3件であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつと当選のお祝いの言葉とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎幹部職員の紹介

○事務局長（若林 実君） ありがとうございます。

次に、幹部職員の紹介を、新井参事から順次お願いいたします。

○参事（新井敏彦君） おはようございます。総務担当参事の新井敏彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は最初の議会でございますので、私の方から幹部職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

なお、町長につきましては、ごあいさつをさせていただきましたので、割愛させていただきます。

教育長の村田六郎でございます。

- 教育長（村田六郎君） 村田です。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 住民担当参事の近藤博美でございます。
- 参事（近藤博美君） 近藤です。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 事業担当参事の平健司でございます。
- 参事（平 健司君） 平です。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 総務課長の齊藤敏行でございます。
- 総務課長（齊藤敏行君） 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 税務課長の野原寿彦でございます。
- 税務課長（野原寿彦君） 税務課長の野原です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 町民福祉課長の浅見初子でございます。
- 町民福祉課長（浅見初子君） 浅見でございます。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 地域整備観光課長の染野真弘でございます。
- 地域整備観光課長（染野真弘君） 染野でございます。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 会計管理者兼出納室長の大澤彰一でございます。
- 会計管理者（大澤彰一君） 大澤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 教育次長の大澤珠子でございます。
- 教育次長（大澤珠子君） 大澤です。よろしくお願いいたします。
- 参事（新井敏彦君） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局長（若林 実君） ありがとうございます。

◇

◎臨時議長の紹介

- 事務局長（若林 実君） ここで、臨時議長をご紹介させていただきます。
本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の野原武夫議員をご紹介いたします。
〔臨時議長、野原武夫君議長席に着く〕

◇

◎臨時議長のあいさつ

- 臨時議長（野原武夫君） ただいまご紹介いただきました野原武夫です。
地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開会の宣告

（午前9時）

○臨時議長（野原武夫君） 続いて、開会の宣言を行います。

ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回臨時会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○臨時議長（野原武夫君） 本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○臨時議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付してある議事日程（第1号）のとおりでございますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎仮議席の指定

○臨時議長（野原武夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

_____ ◇ _____

◎議長の選挙

○臨時議長（野原武夫君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（野原武夫君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に関口雅敬君及び村田正弘君をご指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（野原武夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（野原武夫君） 配付漏れなしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（野原武夫君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

- 臨時議長（野原武夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（野原武夫君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 臨時議長（野原武夫君） 開票を行います。
関口雅敬君及び村田正弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

- 臨時議長（野原武夫君） 開票の結果を報告いたします。
投票総数10票、これは出席議員数に符合いたしております。

| | |
|------|-------|
| 有効投票 | 10票 |
| 無効投票 | 0票です。 |

有効投票のうち

| | |
|-----------|----|
| 大 島 瑠美子 君 | 5票 |
| 大 澤 タキ江 君 | 3票 |
| 渡 辺 強 君 | 1票 |
| 齊 藤 實 君 | 1票 |

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い大島瑠美子君が議長に当選されました。

ただいま当選されました大島瑠美子君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議長就任のあいさつ

- 臨時議長（野原武夫君） 大島瑠美子君、議長就任あいさつをお願いいたします。

○3番(大島瑠美子君) ただいまの議長選挙におきまして、皆様のご支持をいただき当選人となりました。私は、本当に身に余る光栄とともに責任の重大さをひしひしと感じております。浅学非才であり、そしてまた未熟ではありますけれども、誠心誠意職務遂行のために努力いたす所存でございます。どうぞ皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、これからの難局を乗り越える長瀬町の町政発展と、それから住民福祉のためにより一層の努力いたす所存でございますので、重ねて執行部の皆様方、そして議員の皆様方のご協力とご支援をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。これからも頑張ります。ぜひよろしくお願いいたします。(拍手)

○臨時議長(野原武夫君) これをもって臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

ここで議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

[議長、議長席に着く]

◇

◎議事日程の追加

○議長(大島瑠美子君) お諮りいたします。

ここでお手元にお配りしてあります平成19年第2回長瀬町議会臨時会追加議事日程(第1号の追加1)のとおり日程に追加いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大島瑠美子君) 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◇

◎議席の指定

○議長(大島瑠美子君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長から指定いたします。

ただいまご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長(大島瑠美子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 関口雅敬君

2番 村田正弘君

4番 齊藤 實君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大島瑠美子君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大島瑠美子君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に齊藤實君及び野原武夫君をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大島瑠美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大島瑠美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大島瑠美子君） 開票を行います。

齊藤實君及び野原武夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大島瑠美子君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

齊 藤 實 君 7票

大 澤 タキ江 君 2票

渡 辺 強 君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の最も多い齊藤實君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました齊藤實君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎副議長就任のあいさつ

○議長（大島瑠美子君） 齊藤實君、副議長就任あいさつをお願いいたします。

○4番（齊藤 實君） ただいま選挙によって選出されました齊藤實でございます。選出していただきましてありがとうございました。

私も全身全霊をもって職責を全うしたいと思います。皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大島瑠美子君） 上着の着脱はご自由をお願いいたします。



◎常任委員会委員の選任

○議長（大島瑠美子君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望をとり、調整の上、委員会構成をいたしたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、各自の希望をとって委員会構成することにいたします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前10時32分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議長からご指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、渡辺強君、染野光谷君、齊藤實君、村田正弘君、関口雅敬君。

経済観光常任委員会委員は、梅村務君、大澤タキ江君、新井利朗君、野原武夫君、大島瑠美子君。

以上のとおりご指名いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、各常任委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

休憩 午前10時35分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（大島瑠美子君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 村 田 正 弘 君

副委員長 染 野 光 谷 君

経済観光委員会常任委員長 野 原 武 夫 君

副委員長 新 井 利 朗 君

以上のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大島瑠美子君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

長瀬町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名申し上げます。

9番、染野光谷君、8番、梅村務君、6番、新井利朗、5番、野原武夫君、2番、村田正弘、1番、関口雅敬君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員は以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（大島瑠美子君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 染野光谷君

副委員長 新井利朗君

以上のとおり決定いたしました。

◇

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第7、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大島瑠美子君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に新井利朗及び大澤タキ江君をご指名いたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大島瑠美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大島瑠美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大島瑠美子君） 開票を行います。

新井利朗君及び大澤タキ江君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（大島瑠美子君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

齊藤 実 君 4票

野原 武夫 君 3票

大澤 タキ江 君 2票

渡辺 強 君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.25票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の多い齊藤実君及び野原武夫君が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました齊藤実君及び野原武夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規

定により、当選を告知いたします。



◎秩北衛生下水道組合議会議員の選挙

○議長（大島瑠美子君） 日程第8、秩北衛生下水道組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大島瑠美子君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に梅村務君及び染野光谷君をご指名いたしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大島瑠美子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大島瑠美子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大島瑠美子君） 開票を行います。

梅村務君及び染野光谷君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（大島瑠美子君） 開票の結果をご報告いたします。

投票総数10票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 10票
無効投票 0票です。

有効投票のうち

関口雅敬君 3票
梅村務君 2票
新井利朗君 2票
村田正弘君 2票
渡辺強君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は0.625票です。

よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、得票数の多い関口雅敬君、梅村務君、新井利朗君、村田正弘君が秩北衛生下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました関口雅敬君、梅村務君、新井利朗君、村田正弘君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大島瑠美子君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、あるいはその委任を受けて出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大島瑠美子君） 日程第9、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第23号から議案第25号までの3件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（大島瑠美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第10、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、緊急に長瀬町税条例を改正する必要が生じ、同年3月30日に長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありまして、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、長瀬町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町税条例の一部を改正する条例を3月30日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第10号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

今回の地方税法等の改正は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設を行うほか、信託法の改正に伴い、所要の規定の整備等を行う必要があることから、今回改正等が行われました。

それでは、専決処分をいたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

恐縮でございますが、お手元にご配付してあります議案第23号参考資料、平成19年度長瀬町税条例の改正概要で説明させていただきたいと存じます。なお、施行期日はそれぞれ記載してありますので、省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、長瀬町税条例改正概要第1ページをごらんください。まず、第23条の町民税の納税義務者等の第1項の改正でございますが、信託法の改正に伴い、信託の類型多様化に伴い、所得税法等において信託利益に対する課税に係る規定等の改正が行われることから、これを受けて個人住民税に係る規定について所要の改正を行ったものでございます。これにより町内に法人課税信託の信託事務を行う事務所、事業所を設け、法人課税信託の引き受けを行う個人は、法人税割のみ課税されることとなります。また、第2項及び第3項については、第1項の改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

次に、第31条第2項の均等割の税率でございますが、第2項の表第1号中の字句を削除し、条文の整備

を行ったものでございます。

次に、第95条のたばこ税の税率でございますが、市町村のたばこ税について、地方税法附則に規定されたものについて、国たばこ税、地方たばこ税ともに特例税率を廃止し、同税率をたばこ税法及び地方税法の本則税率とすることに伴う改正でありまして、1,000本につき3,064円から3,298円に改正するものでございます。なお、この改正は、税率を増減するものではないので、国たばこ税、地方たばこ税とも本則化による増減収額が発生することはありません。

次に、法附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとするものがすべき申告の第6項が新たに創設されました。それは住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設でございます。対象住宅として、平成19年1月1日に存在している住宅に限定しております。今後建築される住宅を対象から外すこととしております。具体的には、住宅において一定のバリアフリー改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税を3分の1に減額することとしております。要件として床面積100平方メートルまでを対象としております。対象となるバリアフリー改修は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた改修工事で、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室、トイレの改修、手すりの設置、屋内段差の解消、ドアの引き戸への取りかえ、床表面の滑りどめ化のいずれかに該当するものであって、自治体からの補助金や介護保険からの給付等を除く工事費の合計額が30万円以上のものでありまして、要件としてその住宅に65歳以上の者、要介護または要支援の認定を受けている者、または障害者が居住していることが必要となります。居住しているかどうかは、申告のときの現況によることとしております。また、新築住宅の特例や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。1戸について減額措置の適用は1回限りとなっております。この減額措置の適用を受けようとする納税者は、改修工事の終了後、3カ月以内に必要な書類を添付して市町村に申告しなければならぬこととなっております。

次に、2ページをごらんください。附則第11条の3、平成19年度または20年度における鉄軌道用地の価格の特例が新たに創設されました。今夏の鉄軌道用地の評価方法の変更を次の評価替え、21年度を待たずに平成19年度から実施するために、法第349条の適用を除外し、課税標準に関する規定の整備を行ったものでございます。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例、第1項について、条例第95条において規定されたため、第1項が削除されることに伴い、第2項が繰り上がるものでございます。その結果、旧3級品のたばこは、第1項で規定されることとなります。

次に、附則第17条の2第3項、優良住宅等の造成等のために土地等を譲り渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例、軽減税率のことでございますが、租税特別措置法の改正に伴う字句の整備を行うものでございます。

次に、附則第19条の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例ですが、これは証券取引法から金融商品取引法に名称が改正されたことに伴うものでございます。

次に、附則第19条の3、上場株式を譲り渡した場合の株式等に係る町民税の課税の特例ですが、上場株式等の譲渡益軽減税率の延長で、20%の税率について10%の税率を適用する期間を平成20年度から平成21年度までの1年間延長するものでございます。

3ページをごらんください。附則第20条第7項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得課税の特例でございますが、個人投資家が投資した一定のベンチャー企業の株式の

法定条件を満たして譲渡した場合に与えられる譲渡益を2分の1に圧縮する特例措置について、当初の株式取得期限が19年3月31日に来ますが、この期限を21年の3月31日まで2年延長するものでございます。

次に、附則第20条の4第3項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でありますが、条約適用配当等の額に100分の5の税率について100分の3を適用する期限を、平成20年3月31日から平成21年3月31日まで1年間延長するものでございます。

次に、附則第20条の5、保険料に係る個人の町民税の特例ですが、個人住民税において社会保険料控除の対象となる保険料は、国内の社会保障制度に対して支払った保険料に限り、外国の社会保障制度に対して支払った保険料は、社会保険料控除の対象となっておりませんでした。租税条約実施特例法の改正、所得税法等の改正が行われたため、日本国内居住者が条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について、社会保険料の控除の対象とすることとなったため、新たに条文を創設するものでございます。

最後に、附則でありますが、第1条については、この条例の施行期日、適用区分を定めたもので、第2条、第3条は、町民税、固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 2点ばかり質問したいと思います。

まず、第95条でたばこ税の税率が1,000本につき3,064円から3,298円、234円アップになったわけですが、このたばこ税については、たばこを町内で買ってもらえば町の収入がふえるということで言われていまして、今度の改正については、234円値上がりするということは、町民がたばこを吸って、買っている人たちがどのような状況になるかについて、簡単でいいですけども、説明願いたいと思います。

もう一つは、高齢化社会に向けて、次の附則10条の2の第6項で、バリアフリーについての減額制度の創設ということで、これは年齢制限とか65歳以上とかいうのに30万円以上の自己負担の者に出すということで、これからについてはこの問題については、我々はどんどん高齢化すればバリアフリーが必要になりますけれども、この問題についてはどういうふうに町民に徹底してバリアフリーをやってもらいたいというふうに思うわけですが、町としてはどういうふうな対応をしていくか、答えられる範囲でいいですから、答えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

第1点のたばこ税についてなのですが、一応本文の方でちょっとお話しはさせてもらったのですが、一応今まで特例で、今の現在の金額が規定されていたわけなのですが、それを本則の方に戻しただけなので、増減額ということは今回の増収にはありません。

それと、バリアフリー改修の方なのですが、これから、まだ来たばかりなので、申告の申請書だとか整いまして、広報等を通じてお話ししたいと思います。

以上です。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） この2ページに書いてある、上から二つ目の附則第11条の3の条文の創設とここ書

いていて、ここに鉄道用地の価格の特例ということを書いています、これが固定資産税の標準からの適用除外が今までもされていて、これずっと続いているという意味なのですか。それとも今度はこれが特例でなるのだとかいう、この辺ちょっとよく説明してください。

長瀬町にも鉄道用地であるのか道路であるのかわからないような道がありますね。あの辺もどういふうに税率とかいうものになっているのか、わかる範囲で説明をしてください。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 村田議員さんのご質問にお答えします。

まず、鉄軌道用地の除外の特例なのですけれども、今回駅中ビルだとか高架下の商店街施設について、今まで課税以外のもので鉄軌道用地になっていたものを宅地と鉄軌道用地に区分して、もう一度見直しをしようということで、21年度を待たずに今回やるということ、21年度までに19年度において改正を行うということになっているのですけれども、よろしく願います。

あと鉄軌道用地の方で、あと長瀬町においては、評価方法は付近の3分の1の地目について、普通の評価額の3分の1で規定されております。

以上です。よろしく願います。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第11、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法などの一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同年3月30日に長瀬町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） それでは、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀬町国民健康保険税条例の改正する条例を3月30日に専決処分させていただき、同日長瀬町条例第11号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

恐縮でございますが、配付してあります議案第24号参考資料、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表で説明させていただきたいと存じます。なお、施行期日は4月1日となっております。

初めに、長瀬町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。まず、第2条第2項の課税額の改正でございますが、基礎課税限度額医療分について、3万円上乘せし、53万円から56万円に改定するものでございます。

続きまして、第13条の国民健康保険税の減額の改正でございますが、第2条2項の改正に伴う条文の整備で、減額後も限度額の規定を適用するものでございます。課税限度額は応能の負担の面から被保険者間の負担の均衡を調整するために引き上げが図られており、基礎限度額の見直しは平成9年度以来10年ぶりの改正となっております。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日、適用区分を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大島瑠美子君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今の専決処分ということで国民健康保険税の医療分の3万円アップについては、納得いけないというか、要するに今国民が税金の負担が国民健康保険税、固定資産税、住民税もろもろの値上げがされています。そして、今国保会計も滞納が全国的には、この前も議会でも言ったように、国民健康保険の保険を結局打ち切りというような形で、何ですか、発行できないようなことになっている人がふえています、全国的には。長瀬ではまだそういう保険証を発行しないというのはないというふうには、前の議会でも言われましたように、今3万円医療分アップということは、相当のますます負担になるわけで、この問題については、どういうふうに町としては考えていくかについて、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

ましてや19年度の予算の中でも言われましたように、長瀬町は滞納が毎年大変な状況の中で、滞納処分をするということもやらなくてはならないと思いますけれども、この問題についてどういうふうに町の執行部は考えているのかについて、報告できたらお願いしたいと思います。

○議長（大島瑠美子君） 税務課長。

○税務課長（野原寿彦君） 渡辺議員の質問にお答えします。

今回の国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとした理由に、国民健康保険税の課税額は被保険者の所得金額等に基づき、その世帯ごとに算定されますが、国民健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、課税額が過度に高くならないように上限となる課税限度額を定めております。その一方で、課税限度額を超過する分の保険税は、他の保険者の負担となりますので、課税限度額を低く設定すると中間所得層の負担が過重になってしまうという問題が起こるため、今回の改正においては、最近の賦課限度額該当世帯の割合を勘案して、国民健康保険税の課税限度額を50万円と引き上げることとしたものと聞いております。

それと、もう一点の滞納の方ですが、なるべくそういうことにならないということもあるのですが、調整交付金とか国に対する交付金等も徴収率等が大変影響してまいりますので、これは税金と保険料と大変難しい問題なのですけれども、片一方でまた徴収率が下がるということになりますと、また皆さんの保険税の方にまた調整交付金が来なくて町の繰入金が入るとか、そういう面がありますので、徴収に対しては一生懸命やっていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（大島瑠美子君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 既に4月1日から施行されましたも、やはり国のやり方についての異議申すことも含めて意見を言いたいと思ひます。

今我々は、形では高齢化社会へ向けて病気にならないようにということは宣伝はしています。しかし、実際は年をとればだれしも医者にかかるようになるのですよ。はっきり言ひまして、今の状態の中では年金者の生活が毎日将来が不安だという中で、どんどん、どんどん年金は削られていくのなら、一方では、今度の4月1日から後期高齢者医療保険がスタートして、もういや応なしに75歳以上の人が年金から天引きされて、お金を持っていかれてしまう。そういう立場からすれば、今度のこの単なる負担増、平等、平等と言ひながら、大企業は法人税を減免されて、話がちょっとそれるかもしれませんが、一方では減免されて、一方では高齢者からのいじめの政治が始まっている。どんどん進んでいる。そういう立場からしてみれば、ここの席でそういうことを言ひていかなければ言う場所がございません。そういう立場から私はこれについて異議申立てるつもりで反対を唱えたいと思ひます。

以上です。

○議長（大島瑠美子君） 次に、賛成討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（大島瑠美子君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） これをもって討論を終結します。

これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大島瑠美子君） 起立多数。

よって、議案第24号は承認されました。



◎議案第25号の説明、採決

○議長（大島瑠美子君） 日程第12、議案第25号 長瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新井利朗君の退席を求めます。

〔6番 新井利朗君退席〕

○議長（大島瑠美子君） 議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（大島瑠美子君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大島瑠美子君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第25号 長瀬町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町監査委員岩田義和氏の任期が平成19年4月30日で満了となりましたので、後任として新井利朗氏を選任することについて、議会の同意をいただきたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大島瑠美子君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第25号 長瀬町監査委員の選任についてを採決いたします。
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意されました。
退席しておりました新井利朗君の出席を求めます。

〔6番 新井利朗君出席〕

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大島瑠美子君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大島瑠美子君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎町長あいさつ

○議長（大島瑠美子君） 以上で今定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。
町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会では、選挙後初の議会でございます。議長選挙を初め議会構成なども決まり、まことにおめでとうございました。

本日就任されました大島瑠美子議会議長を中心にいたしまして、これからも町民の期待にこたえるべく、町政の発展のためにご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会では、町政の重要案3件を提案いたしましたが、ご議決等をいただき、ありがとうございました。

最後になりましたが、月が変わればうっとうしい梅雨の季節となります。どうか皆様には健康にご留意なされ、ご活躍をいただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

お疲れさまでございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（大島瑠美子君） 以上をもちまして平成19年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 6月14日

臨時議長 野原武夫

議長 大島瑠美子

署名議員 関口雅敬

署名議員 村田正弘

署名議員 齊藤實